

和歌山県・和歌山市政策連携会議

提 案 書

平成26年12月

和 歌 山 市

目 次

- 1 ショウガ種子の販売促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 古屋地域の丘陵の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

1 ショウガ種子の生産促進

【現状】

- ・和歌山市は生産量全国2位を誇る新ショウガの産地
- ・JAわかやま管内の作物でも、水稻、みかんに次いで、3番目の販売額（約12億7千万円・平成24年度実績）
- ・農商工連携により誕生した「生姜丸しぼりWakayama Ginger Ale」は6次産業化の成功事例



新しょうが



生姜丸しぼり Wakayama Ginger Ale

【課題】

- ・ショウガ種子は他府県からの購入に全量依存しており、生産農家への安定供給が求められている。
- ・ショウガ種子の生産は、病気や天候等の影響で所得が不安定なため、なかなか生産農家の育成が進まない。

連携すべき事項

- ①ショウガ種子生産促進協議会の設立（JAわかやま、生産者、県、市等で構成）
- ②種子生産農家の育成・確保に向けた施策の検討・実施
- ③種子生産農家に対する技術指導の実施

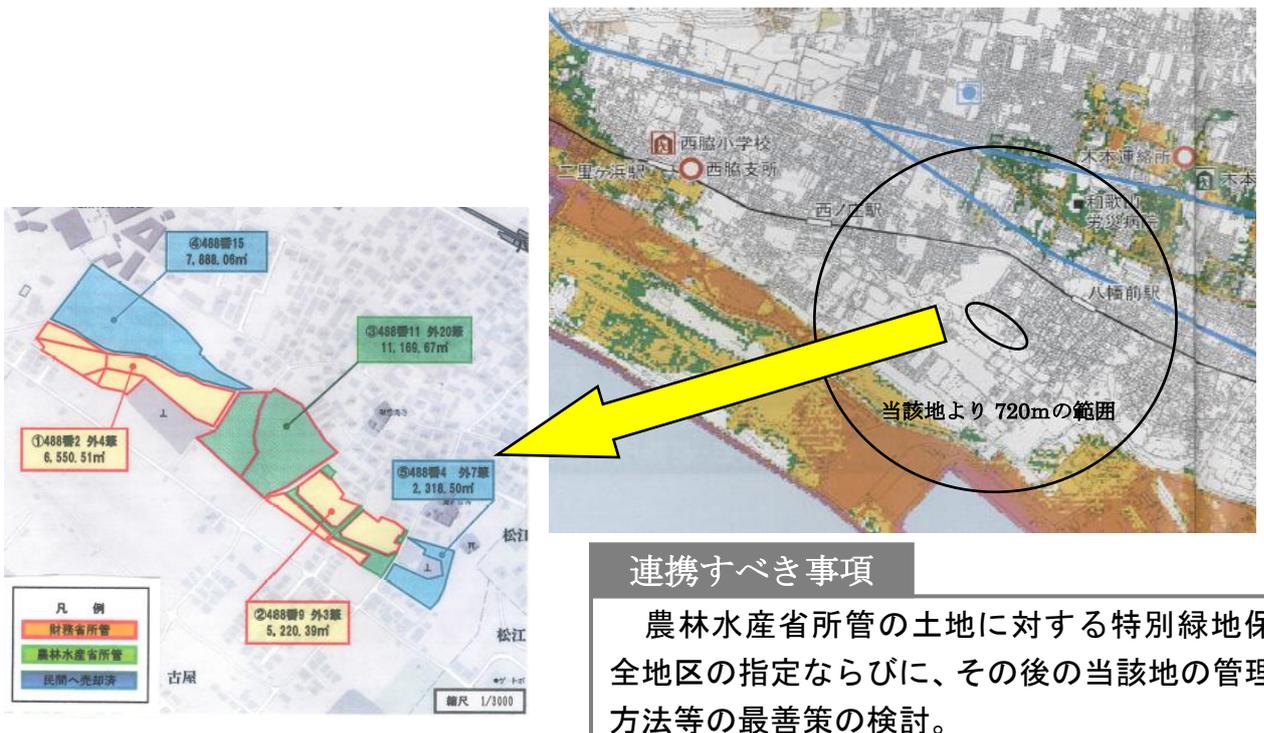
2 古屋地域の丘陵の保全

【現状】

- ・和歌山市古屋にある旧保安林の丘陵状の土地（財務省所管の国有地で一部が民間に売却され、残地も売却予定）について、古屋自治会等から度々、その保全（災害時の避難場所、津波の減災効果）を要望されている。
- ・当市においては、当該地が河西緩衝緑地に指定されていることからその必要性を認識し、現在、財務省と当該地を特別緑地保全地区に指定し、公園として利用していく方向で協議中。
- ・丘陵周辺では津波災害発生時の避難場所が無く、丘陵地で日頃から地域の方々の活動拠点である古屋自治会の「松樹苑」が避難場所となっている。

【課題】

- ・当該地の中間に農林水産省所管の土地（開拓財産）が含まれており、この土地も合わせて特別緑地保全地区に指定することが合理的である。
- ・当該地は河西緩衝緑地に含まれており、至近には河西緑地公園があることから一体的な管理が望まれる。
- ・現在、災害時には、「松樹苑」を含む当丘陵に半径720m圏内の避難困難者や介助者が夜間に避難する事が可能であるが、当丘陵が売却された場合、避難者全員が「松樹苑」周辺への危険回避は不可能となる。



財務省	和歌山市古屋488番2 外8筆	11,770.90㎡
農林水産省	和歌山市古屋488番11 外19筆	11,169.67㎡